
QA8-32 飲用に供する茶の試験に関し、検査の検出限界値を教えてください。

A

製品（製茶）となる過程である荒茶又は製茶については、「食品中の放射性物質の試験法について」で示した方法により測定する場合は、同試験法で基準値の 1/5 以下と定められているので、1 キログラム当たり 40 ベクレル（Bq/kg）以下となります。

また、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の要件を満たした検査機器により測定した場合は、同法で定められているとおり、1 キログラム当たり 25 ベクレル（Bq/kg）以下となります。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 81 ページ「食品の放射性物質に関する検査の手順」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日